

【所得減少減免】申請チェックリスト

署名

1.要件（該当する項目にチェック）

- ☐世帯合計所得金額の見込額が前年中の世帯合計所得金額の10分の7以下に減少する（見込みである）
- ☐前年中の世帯合計所得金額が600万円以下である

2.該当区分及び添付書類（該当する区分及び提出する書類にチェック）

該当区分	申請書及び添付書類
☒ 申請者全員	☐ 減免申請書（HPに様式あり） ☐ 所得減少減免申請チェックリスト（この様式） ☐ 収入申告書（HPに様式あり） ☐ 預貯金等保有資産の現況説明書（HPに様式あり） ☐ 預金通帳の写し（口座の情報および預金残高がわかるページ） ☐ 同意宣誓書（HPに様式あり） ☐ 確定申告の控え等（申告後に提出）
☐ 被保険者の失業	☐ 雇用保険受給資格者証の写し / ☐ 離職申告書・求職活動報告書（HPに様式あり） ☐ 事業の廃止届等の写し（※廃業した場合のみ） ☐ 事務所等の契約書の写し（※新たに事業を始める準備中の場合のみ） ☐ 機材等購入の領収書の写し（※新たに事業を始める準備中の場合のみ）
☐ 被保険者の疾病・負傷	☐ 診断書の写し
☐ 重度心身障がい者を含む世帯	☐ 身体障がい者手帳1級または2級の写し / ☐ 療育手帳のA1またはA2の写し / ☐ 精神障がい者健康福祉手帳1級の写し
☐ 義務教育終了前の児童を扶養する母子（父子）世帯	住民基本台帳及び課税台帳にて確認します。 ※申請者全員が提出する書類（この表の上部に記載）をご提出ください。
☐ 65歳以上の者のみの世帯	
☐ 65歳以上の者のみの所得 でほかの者を扶養する世帯	

※預貯金等保有資産の現況説明書については、世帯主及び世帯の国保加入者全員分の提出が必要です。
また、預金通帳の写しについては、預貯金等保有資産の現況説明書において報告したものについてすべて提出してください。
※確定申告より前の申請で、確定申告の控え等をまだお持ちでない場合は、それ以外の書類を申請期限までに提出し、確定申告の控え等は後日提出してください。
※承認は確定申告後になります。それまでの国保税の納付は、収入申告書より試算した税額で行います。

3.申請者確認（該当する項目にチェック）

- ☐アルバイトやパートを含めすべての収入が含まれているか
- ☐世帯に前年中所得が未申告となっている者はいないか
- ☐就労の有無に関わらず資産活用によっても納付が困難な状況にあるか

担当